

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年4月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2101141号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2200001号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年1月2日から平成31年3月31日に訂正し、平成30年1月から平成31年2月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成30年1月2日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、平成30年1月2日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

平成30年8月1日から平成31年3月31日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：平成2年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成30年1月2日から平成31年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。平成30年1月から休職し、通院して治療を行っていたが、会社から受け取っていた「通知書」によると、請求期間は同社に在籍していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者とは平成29年12月18日の最終出勤日を最後に連絡がつかず、同年12月19日より無断欠勤であったため、就業規則第64条第6項に則り、退職日を平成30年1月1日として、社会保険及び雇用保険の資格喪失手続を行った旨回答している。

しかしながら、平成31年4月2日付で、A社から請求者宛てに書留内容証明郵便として送付された「通知書」によると、同社は、請求者を平成31年3月31日をもって退職とする旨記載されている。

また、A社は、平成30年から令和2年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、備考欄に請求者は休職中である旨を記載し、届出していることが確認できる。

さらに、全国健康保険協会B支部の回答によると、請求者は、請求期間のうち平成30年1月12日から同年4月16日までの期間に、健康保険傷病手当金を支給されていたことが確認できるところ、A社の事業主は、同年5月31日に、当該傷病手当金支給申請書に事業主の証明（勤務状況及び賃金支払状況等）をしていることが確認できる。

加えて、請求期間のうち平成30年1月2日から同年8月1日までの期間について、A社の顧問税理士から提出された請求者に係る平成30年分賃金台帳（平成30年1月から同年8月まで記載）、請求者の請求期間当時の住所地を管轄する市役所から提出された請求者に係る平成31年度（平成30年分）所得照会回答書及び給与支払報告書（個人別明細書）によると、請求者は、当該期間に、標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者は請求期間にA社に在籍していたことが認められ、請求者の同社における平成30年1月から同年7月までの標準報酬月額については、上記顧問税理士から提出された平成30年分賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格喪失年月日を平成30年1月2日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を、令和3年3月9日に年金事務所に対し提出し、請求期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めている上、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、過誤納となつた保険料を、資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）ことから、事業主は、平成30年1月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの期間については、上記顧問税理士から提出された平成30年分賃金台帳において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないと認められる。

以上のことから、厚生年金保険料の控除は確認できないものの、平成30年8月から平成31年2月までの標準報酬月額については、A社から提出された平成29年分賃金台帳及び上記顧問税理士から提出された平成30年分賃金台帳により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額から、19万円とすることが必要である。

なお、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。